

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則の一部を
改正する規則（規則第三三号）

- 1 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の改正に伴い、所
要の改正を行うこととした。（第一条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。